

魚のゆりかご水田米の認証に関する要綱

	滋 農 振 第 1 2 8 号		
	平成19年(2007年)	3月	29日
一部改正	平成25年(2013年)	3月	28日
一部改正	平成28年(2016年)	2月	29日
一部改正	平成29年(2017年)	4月	1日
一部改正	令和3年(2021年)	4月	1日
一部改正	令和5年(2023年)	4月	1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚のゆりかご水田米の認証に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 魚のゆりかご水田米とは、ニゴロブナなどの在来魚が琵琶湖および内湖等から産卵のために遡上し、ふ化した稚魚が健やかに成長する水田で収穫され、第9条の知事の認証を受けた米をいう。

(名称の表記範囲)

第3条 この要綱の適用となる魚のゆりかご水田米の名称を表記する文字の範囲は、漢字、仮名、ローマ字等言語の表記のための符号とする。

(対象農産物)

第4条 対象農産物は、滋賀県環境こだわり農業推進条例（平成15年3月20日滋賀県条例第4号）第13条に基づき、環境こだわり農産物の認証を取得する米とする。

(認証基準)

第5条 魚のゆりかご水田米の認証を受けることができる米の、田植えから中干しにおける水田環境は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 除草剤を使用する場合は、滋賀県農作物病害虫雑草防除基準に掲載されている除草剤のうち、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の「水産動植物への影響に係る使用上の注意事項（製剤別一覧）」で、水産動植物（魚類、甲殻類）に影響を及ぼすとされている除草剤を除いたものを使用することとし、散布後数日間は水田系外への流出と魚の進入を防ぐため水尻の止水が確実に行われていること。
- (2) 中干し時に水田から排水路への稚魚流下促進に取り組まれていること。
- (3) 排水路を遡上してきている親魚が水田に進入できるよう、魚道等を適正に設置・管理していること。
- (4) 農業排水路等に設置された魚道等を利用して産卵のために遡上してきた在来魚が水田で繁殖していること。

(申請者)

第6条 魚のゆりかご水田米の認証を受けるための申請ができる者は、農業を営む者（以下、「農業者」という。）または農業者等が組織する団体（当該団体の組織および運営についての規約があり、かつ代表者の定めのあるものに限る。）とする。

(認証の申請)

第7条 申請者は、田植えの10日前までに次の各号に掲げる書類を添えて、魚のゆりかご水田米認証申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- (1) 魚のゆりかご水田活動計画書（様式第2号）
- (2) 魚のゆりかご水田取組ほ場の位置図

(申請者の義務)

第8条 前条により申請を行った者は、次の各号に掲げるいずれの事項も遵守しなければならない。

- (1) 魚のゆりかご水田米栽培ほ場である旨を表記した看板（様式第3号）を設置すること。
- (2) 前条第1号に定める魚のゆりかご水田活動計画書に基づく活動を行うこと。
- (3) 田植えから中干しまでの間に、在来魚繁殖状況について第9条に定める県による現地確認を受けること。
- (4) 魚のゆりかご水田取組ほ場での在来魚繁殖状況について、写真その他により記録をとること。
- (5) 魚のゆりかご水田取組ほ場周辺で生きもの調査を実施すること。
- (6) 収穫開始予定の25日前までに、次に掲げる書類を添えて、魚のゆりかご水田活動結果報告書（様式第4号）を知事に提出すること。
 - ア 魚のゆりかご水田活動記録（様式第5号）
 - イ 在来魚繁殖状況記録
 - ウ 生きもの調査記録

(認証)

第9条 知事は、第7条による申請があったときは、別に定めるところにより聞き取りおよび現地調査を行い、当該申請が第5条による認証基準に適合すると認めるときは、その旨の認証をするものとする。

(認証等の通知)

第10条 知事は、前条により認証を行ったときは、魚のゆりかご水田米認証通知書（様式第6号）を、また、当該認証を行わなかった時はその旨を、当該申請者に対して通知するものとする。

(認証の取消し)

第11条 知事は、第9条による認証を受けた者が不正な手段により認証を受けた場合は、認証を

取り消すことができる。

(実績報告)

第 12 条 第 9 条による認証を受けた者は、収穫完了後 30 日以内に、次に掲げる書類を添えて、魚のゆりかご水田米実績報告書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(1) 魚のゆりかご水田米出荷・販売記録書（様式第 8 号）

(書類の提出)

第 13 条 この要綱において、申請者が知事に提出する書類は、申請者の住所地を管轄する農業農村振興事務所田園振興課に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年度は、平成 27 年度滋賀県農作物病害虫雑草防除基準（平成 27 年 3 月）に掲載されている除草剤のうち魚毒性の分類が A 類と表記されている除草剤も使用することができることとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

魚のゆりかご水田米認証申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)
連絡先 電話番号

魚のゆりかご水田米の認証に関する要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて、魚のゆりかご水田米の認証を申請します。

記

(添付書類)	魚のゆりかご水田活動計画書 (様式第 2 号)	1 部
	魚のゆりかご水田取組ほ場の位置図	1 部

様式第2号

魚のゆりかご水田活動計画書

生産者番号	フリガナ 生産者氏名	生産者の 住所・ 電話番号	魚道 設置 排水 路線 名	ほ場 番号	ほ場所在住所			水田 面積 ※1	品種	田植 時期	除草 剤散 布 時期	除草剤名	稚魚 流下 対策 ※2	中干 時期
					市町 名	町域 名	丁目 番地							

環境こだわり農産物認証制度の申請手続き状況 ※3	有 ・ 申請予定
--------------------------	----------


- ※1 共済細目書の水張り面積をアール単位で小数第1位まで記入して下さい。
- ※2 稚魚流下対策として行うことを下記から選び、その番号を記入して下さい。
 - ①溝切りの実施
 - ②水田に取り残された稚魚の排水路への移動
 - ③中干し期の水抜きを複数回実施
 - ④その他 ()
- ※3 環境こだわり農産物認証制度の申請手続きをしている場合は「有」に、これから申請する場合は「申請予定」に○を記入して下さい。

栽培ほ場の立て看板

1 ブロックごとに設置する場合

<p style="text-align: center;">魚のゆりかご水田</p> <p style="text-align: center;">湖魚の産卵・成育に配慮した米作りに 取り組んでいます！</p> <p>申請者名 ほ場所在住所・ほ場番号 生産者名 面積 連絡先・TEL</p>
--

2 ほ場ごとに設置する場合

<p style="text-align: center;">「魚のゆりかご水田米」</p> <p style="text-align: center;">栽 培 ほ 場</p>	 <p style="text-align: center;">魚のゆりかご水田米</p>
---	--

注1 看板は、上記のいずれかとする。

2 ブロックごとに設置する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 大きさは、日本工業規格A列4号横以上とする。
- ② 「ほ場所在住所・ほ場番号」はほ場の市町名、集落名、および地番を記入する。
- ③ 「生産者名」は、個人の場合は申請者名を、団体の場合は団体名およびそのほ場の生産者名を記入する（記載は任意とする）。
- ④ 「TEL」は、生産者の連絡先を記入する。団体の場合は団体の事務局の連絡先でも構わない。また、記載は任意とする。
- ⑤ 「面積」はそのほ場の面積を記入する（記載は任意とする）。

3 ほ場ごとに設置する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 「環境こだわり農産物栽培ほ場」の立て看板と合わせて設置すること。
- ② 魚のゆりかご水田米のマークの表示は、任意とする。

様式第4号

魚のゆりかご水田活動結果報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)
連絡先 電話番号

魚のゆりかご水田米の認証に関する要綱第8条第6号の規定に基づき、関係書類を添えて、活動結果を報告します。

記

(添付書類)	魚のゆりかご水田活動記録(様式第5号)	1部
	在来魚繁殖状況記録	1部
	生きもの調査記録	1部

様式第5号

魚のゆりかご水田活動記録

生産者番号	フリガナ 生産者氏名	魚道設置 排水路線名	ほ場 番号	水田 面積 ※1	品種	田植日	除草剤 散布日	除草剤名	稚魚 流下 対策 ※2	中干しの 水抜日	県による 現地 確認日	在来魚 繁殖状況 記録番号 ※3
環境こだわり農産物認証の審査状況 ※4											審査中・審査済	

※1 共済細目書の水張り面積をアール単位で小数第1位まで記入して下さい。

※2 稚魚流下対策として行ったことを下記から選び、その番号を記入して下さい。

①溝切りの実施

②水田に取り残された稚魚の排水路への移動

③中干し期の水抜きを複数回実施

④その他 ()

※3 添付する在来魚繁殖状況記録に記載した番号を記入して下さい。

※4 環境こだわり農産物認証の審査がまだ続いている場合は「審査中」に、すでに審査が終わって承認されている場合は「審査済」に○を記入して下さい。

(参考様式)

在来魚繁殖状況記録

No.	日付	場所 ※1	在来魚繁殖状況 ※2	備考

※1 在来魚の繁殖状況を確認した魚道設置排水路線名もしくはほ場番号を記入して下さい。

※2 在来魚の繁殖状況を撮影した写真を貼付、もしくは在来魚の繁殖を確認したときの状況を記入して下さい。

(参考様式)

生きもの調査記録

日	付	
調	査	場
査	場	所
参	加	者
調	査	方
査	方	法
調査状況・採捕した生きものの写真		
採捕した生きもの	魚類	
	その他	
	外来種	

様式第 6 号

魚のゆりかご水田米認証通知書

番 号
年 月 日

申請者 様

滋賀県知事

魚のゆりかご水田米の認証に関する要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり魚のゆりかご水田米の認証について通知します。

記

生産者 番号	生産者氏名	魚道設置 排水路線名	ほ場番号	水田面積

様式第7号

魚のゆりかご水田米実績報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住所
氏名 (法人にあつては名称および代表者の職名・氏名)
(自治体にあつては市(町)長の氏名)
発行責任者 氏名 (法人にあつては発行責任者および担当者の氏名)
担当者 氏名 (自治体にあつては担当者の氏名)
連絡先 電話番号

魚のゆりかご水田米の認証に関する要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて、実績を報告します。

記

(添付書類) 魚のゆりかご水田米出荷・販売記録書(様式第8号) 1部

様式第8号

魚のゆりかご水田米出荷・販売記録書

生産者氏名

出荷日	出荷販売先	出荷販売先別 出荷量 (kg)	備考
		計	

注 法人または団体に属する各生産者が個別に出荷・販売する場合には、生産者ごとに提出してください。